

「学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の立案請求について (第86号議案)

【学校教育職員】

1 改正の背景

学校教育職員に係る旅費の取扱いは、同一の職場に勤務する者として、都費負担教員との均衡を踏まえて決定している。東京都の旅費に関する条例の一部が改正されたことに伴い、学校教育職員の旅費制度を見直し、旅費条例を改正する。

2 改正の概要

(1) 交通費

鉄道旅行・水路旅行・航空旅行に要する交通費に充てるための旅費として、引き続き鉄道賃・船賃・航空賃を支給する。その他の移動に要する費用に充てるための旅費は、種目名を「車賃」から「その他の交通費」に改める。

①鉄道賃

- ・近接地の区分を廃止（支給方法等は現行の近接地外旅行のとおり）
- ・急行料金・座席指定料金に係る距離による制限（※）を廃止
- ※特急：片道 100km 以上、急行：片道 50km 以上、
座席指定料金：急行片道 100km 以上

②船賃

- ・近接地の区分を廃止（支給方法等は現行の近接地外旅行のとおり）

③航空賃

- ・近接地の区分を廃止（支給方法等は現行の近接地外旅行のとおり）

④その他の交通費

- ・公務のために特に必要とする場合（生徒引率等）には従来のタクシー代に加えてレンタカーの賃料等の支給が可能
- ・上記に付随する費用として有料道路代や駐車場利用料の支給が可能

(2) 宿泊費等

従来の宿泊料・食卓料・旅行雑費にあたる費用を、宿泊費に要する費用に充てるための「宿泊費」および宿泊に伴う必要な夕朝食代を含む諸雑費に充てるための「宿泊手当」の2つに整理する。また、移動・宿泊に対する一体の対価（パック旅行商品代）に充てる旅費として「包括宿泊費」を新設する。

①宿泊費

- ・夕朝食代を除く宿泊費を上限付き実費支給とする。
(宿泊プランに夕朝食が含まれる場合も、宿泊費として支給。ただし、宿

泊手当からその分の額を減額)

- ・上限額（以下、宿泊費基準額）は、「国家公務員等の旅費支給規程」で職務の級が 10 級以下の者として規定されている職員の例による。
- ・修学旅行の引率等、宿泊に係る特別な事情がある場合は、宿泊費基準額によらず当該宿泊に要する額の支給を可能とする。

②宿泊手当

- ・素泊まりの場合など、夕朝食代に充てるための旅費として一夜当たりの定額を支給
- ・支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」で規定されている額と同額
- ・夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合は宿泊手当を減額して支給

③包括宿泊費

- ・パック旅行に要する費用を支給する旅費として、「交通費の額＋宿泊費基準額」の合計額の範囲内で実費額を支給

(3) 転居費等

赴任に伴う転居に要する費用に充てるための旅費の種目名を「移転料」から「転居費」に、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用に充てるための旅費の種目名を「着後手当」から「着後滞在費」にそれぞれ改める。また、赴任に伴う家族の移転に要する費用に充てるための旅費について、算定対象となる職員の配偶者・子等の扶養要件を廃止し、これに伴い種目名を「扶養親族移転料」から「家族移転費」に改める。

①転居費

- ・複数の運送業者に見積もりのうえ、最も経済的な金額を上限とする実費支給
- ・職員・家族が転居に要する額を他から受給している場合は、その分を減額して支給

②着後滞在費

- ・現に宿泊した夜数に係る「宿泊費＋宿泊手当」の合計額相当額を支給（5 夜分を限度とする）

③家族移転費

- ・「交通費＋宿泊費＋包括宿泊費＋宿泊手当＋着後滞在費」の合計額相当額を支給

3 施行期日

公布の日から施行する。なお、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

第 86 号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成 21 年品川区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条」を「第 6 条」に、「内国旅行の旅費（第 13 条―第 25 条）」を「旅費の種目および内容（第 7 条―第 18 条）」に、「第 3 章 外国旅行の旅費
第 4 章 雑則（第 34 条
（第 26 条―第 33 条）を「第 3 章 雑則（第 19 条―第 23 条）」に改める。
―第 36 条）」

第 2 条第 1 項第 5 号中「扶養親族等」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 2 項中「何級の職務」を「職務の級」に改め、「場合」の次に「（第 12 条第 1 項に規定する場合を除く。）」を加え、「により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に改め、同条第 3 項を削る。

第 3 条第 2 項中「規則」を「品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第 4 項中「（その者の扶養親族等の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族等を含む。以下この条において同じ。）」および「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。

以下同じ。)を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額または支出を要する金額で教育委員会が定めるもの」に改め、同条第5項中「交通機関の事故または」を削り、「やむを得ない」を「規則で定める」に、「の金額」を「で教育委員会が定める金額」に改める。

第4条第3項中「(取消しを含む。以下同じ。)」を削り、同条第5項中「近接地内に」を「教育委員会が定める」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目および内容に基づき、」を加え、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目および内容

(旅費の種目および内容)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する

費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（外国旅行の場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が４級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第９条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（外国旅行の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額
- (4) 第1号および第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - イ 第2号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額
- (5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運

賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 職務の級が5級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として教育委員会が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに

相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として教育委員会規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費（第17条において「交通費」という。）の額および当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以

下この号および次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料ならびに入出国税その他外国旅行に必要なものとして教育委員会が定める費用の額とする。

第3章を削る。

第4章中第34条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第11条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号および第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各

費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第35条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第22条 旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）は、旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、教育委員会が定める。

第36条を第23条とする。

第4章を第3章とする。

付則第2項を削り、付則第3項を付則第2項とする。

別表第1および別表第2を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例の規定は、適用日以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の学校教育職員の旅費に関する条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払とみなす。

（説明）学校教育職員の旅費の種目および内容を改める必要がある。

学校教育職員の旅費に関する条例新旧対照表

新	旧
目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 <u>旅費の種目および内容（第7条—第18条）</u> 第3章 雑則（<u>第19条—第23条</u>） 付則 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （第1号から第4号まで省略） （5）<u>家族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。 2 この条例において「<u>職務の級</u>」という場合（<u>第12条第1項に規定する場合を除く。</u>）には、学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第6条第1項に規定する給料表<u>による職務の級</u>をいうものとする。 （旅費の支給） 第3条 （第1項省略） 2 職員が旅行中に退職し、免職にされ、失職し、または休職にされた場合の職員の旅費および職員が死亡した場合の遺族の旅費については、<u>品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>で定める。	目次 第1章 総則（第1条—<u>第12条</u>） 第2章 <u>内国旅行の旅費（第13条—第25条）</u> <u>第3章 外国旅行の旅費（第26条—第33条）</u> <u>第4章 雑則（第34条—第36条）</u> 付則 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （第1号から第4号まで省略） （5）<u>扶養親族等</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびパートナーシップ関係（双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。）の相手方で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。 2 この条例において「<u>何級の職務</u>」という場合には、学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）第6条第1項に規定する給料表<u>により定められた当該級の職務</u>をいうものとする。 3 この条例において「<u>何々地</u>」という場合には、<u>市町村の地域（特別区の存する区域にあってはその全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める地域をいうものとする。</u> （旅費の支給） 第3条 （第1項省略） 2 職員が旅行中に退職し、免職にされ、失職し、または休職にされた場合の職員の旅費および職員が死亡した場合の遺族の旅費については、<u>規則</u>で定める。

(第3項省略)

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、または死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要する金額で教育委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で教育委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条(第1項および第2項省略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更の必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

(第4項省略)

5 旅行命令権者は、内国旅行(宿泊を要しない場合に限る。)のうち教育委員会が定める出張を命じる場合または旅行命令簿等によるいとまがない場合は、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令等を発し、またはこれの変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

(第6項省略)

(第3項省略)

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族等の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族等を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故または天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条(第1項および第2項省略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)の必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

(第4項省略)

5 旅行命令権者は、内国旅行(宿泊を要しない場合に限る。)のうち近接地内に出張を命じる場合または旅行命令簿等によるいとまがない場合は、前項の規定にかかわらず、口頭により旅行命令等を発し、またはこれの変更をすることができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。

(第6項省略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料および渡航手数料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目および内容に基づき、最も経済的かつ合理的な経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、最も経済的かつ合理的な経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額または路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 旅行雑費は、出張（外国旅行における出張を除く。）または近接地内の赴任の場合にあっては公務のため特に要した経費の実費額により、近接地外の赴任の場合にあっては旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 10 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ定額の範囲内の実費額により支給する。
- 11 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。
- 12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族等の移転について支給する。
- 13 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的かつ合理的な経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、最も経済的かつ合理的な経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当および宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が15日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額を、滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において、日当または宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額

第2章 旅費の種目および内容

(旅費の種目および内容)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費とし、

を異とする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当または宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中において、職務の級の変更等のあったときは、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

第12条 旅費を区分して内国旅行の旅費および外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費および近接地外旅費とする。

第2章 内国旅行の旅費

(近接地内旅費)

第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 鉄道賃、船賃および車賃

(2) 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、前号、次号または第4号に規定する旅費のほか、特に経費を要した場合には、当該経費の実費額の旅行雑費

(3) 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、次に規定する宿泊料

ア 食事を提供しない公用の施設または現場等に宿泊する場合には、第21条第1項の食卓料定額に相当する額

イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、第20条第1項の宿泊料定額の範囲内の実費額

(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住することもしくはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所もしくは居所を移転した場合または教育委員会が人事委員会と協議して住所もしくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第1の路程に応じた移転料額（扶養親族等を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料

(近接地外旅費)

第14条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とする。

これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（外国旅行の場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が4級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するもの

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金および座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃および急行料金のほか、教育委員会が定める寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃、急行料金および寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(3) 前2号の旅行に準ずる旅行で、公務上の必要により特に教育委員会が認めるもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃および栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金および座席指定料金のそ

その他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（外国旅行の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額
- (4) 第1号および第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - イ 第2号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額
- (5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上

それぞれの範囲内の実費額による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 前2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 第1号の規定に該当する場合には、同一階級内の最上位の区分の直近下位の区分の運賃
 - イ 第2号の規定に該当する場合には、同一階級内の最上位の区分の運賃
- (4) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (5) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金
- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃および寝台料金のほか、座席指定料金

に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 職務の級が5級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額
(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として教育委員会が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

（4）前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旅行雑費）

第19条 近接地外の旅行の旅行雑費の額は、出張の場合にあつては公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、第14条に規定する旅費（旅行雑費を除く。）のほか、特に経費を要したときには、当該経費の実費額により、赴任の場合にあつては1日当たり1,100円の定額による。

2 鉄道200キロメートル未満または水路もしくは陸路100キロメートル未満の旅行（赴任に限る。次項および第25条において同じ。）の場合における旅行雑費の額は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路または陸路にわたる旅行については、鉄道2キロメートルをもって水路または陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（宿泊料）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費（第17条において「交通費」という。）の額および当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

（1） 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（2） 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1

第20条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める定額による。

（1） 甲地方 1夜当たり11,000円

（2） 乙地方 1夜当たり10,000円

2 前項各号に掲げる甲地方および乙地方の区別は、規則で定める。

3 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合または鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

（食卓料）

第21条 食卓料の額は、1夜当たり2,200円の定額による。

2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃のほかに別に食費を要する場合または鉄道賃、船賃、航空賃、車賃もしくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第22条 移転料の額は、次に規定する額の範囲内の実費額による。

（1） 赴任の際扶養親族等を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の額

（2） 赴任の際扶養親族等を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の

項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に

1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族等を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族等を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族等を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族等を移転した際における移転料の別表第1の額が職員が赴任した際の移転料の同表の額と異なるときは、同号の額は、扶養親族等を移転した際における移転料の同表の額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、第19条第1項の旅行雑費定額の5日分および赴任に伴い住所または居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第20条第1項の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族等を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族等1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満の者については、その移転の際における年齢に応じた鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の実費額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、扶養親族等の旧居住地から新居住地までの

赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料ならびに入出国税その他外国旅行に必要なものとして教育委員会が定める費用の額とする。

旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族等に移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族等とみなして、前項の規定を適用する。

（近接地以外の同一地域内旅行の雑費）

第25条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃および車賃は支給しない。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃および車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費定額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃または車賃を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、または本邦に到着した場合における船賃または航空賃ならびに本邦を出発した日からの日当および食卓料または本邦に到着した日までの日当および食卓料については、この章に規定するところによる。

（外国旅行の旅費）

第27条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料および渡航手数料とする。

（鉄道賃）

第28条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

- （1） 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に

規定する運賃の範囲内で教育委員会が定める運賃

ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金または寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金または寝台料金(船賃)

第29条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃および栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)および寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 前号の規定に該当する場合において、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で教育委員会が定める運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については最上位の直近下位の区分の運賃、4級以下の職務にある者については最上位の2区分下位の区分の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については中位の区分の運賃、4級以下の職務にある者については最下位の区分の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下位の区分の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金
(航空賃および車賃)

第30条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2または3の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 前号の規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が8時間を超える場合には、次に規定する運賃

ア 運賃の等級を3階級に区分する航空路による旅行の場合には、中級の運賃

イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料および食卓料)

第31条 日当および宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 食卓料の額は、別表第2の定額による。

3 第19条第2項および第3項、第20条第3項ならびに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料および食卓料についてそれぞれ準用する。この場合において、第19条第2項中「旅行（赴任に限る。次項および第25条において同じ。）」とあるのは「旅行」と、「旅行雑費」とあるのは「日当」と、「前項」とあるのは「第31条第1項」と読み替えるものとする。

(渡航手数料)

第32条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料ならびに入出国税の実費額による。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第33条 近接地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃および車賃は支給しない。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない

第3章 雑則

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第11条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号および第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第20条 （第1項および第2項省略）

(旅費の特例)

第21条 （省略）

(旅費の返納)

第22条 旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）は、旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、教育委員会が定める。

(委任)

第23条 （省略）

事情により、鉄道賃、船賃および車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃または車賃を支給する。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第34条 （第1項および第2項省略）

(旅費の特例)

第35条 （省略）

(委任)

第36条 （省略）

付 則
(第1項省略)

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 (省略)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例の規定は、適用日以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の学校教育職員の旅費に関する条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払とみなす。

付 則
(第1項省略)

(経過措置)

- 2 旅行先または目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして教育委員会が定める地域である場合における外国旅行の日当および宿泊料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の10分の8に相当する額とする。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

3 (省略)

別表第1 (省略)

別表第2 (省略)